

議案第7号

専決処分の承認について（平成24年度広島県後期高齢者医療広域
連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））

平成24年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成24年10月26日提出

広島県後期高齢者医療広域連合長 伊藤 吉和

（提案理由）

平成23年度後期高齢者交付金の額の確定に伴い、超過交付となった額を社会保険診療報酬支払基金へ返還するために必要となった平成24年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の補正について、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により、この案を提出する。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成24年7月26日

広島県後期高齢者医療広域連合長 伊藤 吉和

平成24年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計補正予算（第1号）

地方自治法第218条第1項の規定により、次の補正予算を別冊のとおり定める。

- 1 平成24年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正
予算（第1号）

平成24年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別
会計補正予算（第1号）

平成24年度広島県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億8,636万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,649億9,873万1千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年7月26日

広島県後期高齢者医療広域連合長 伊藤 吉和

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰入金		2,656,024	586,361	3,242,385
	2 基金繰入金	1,945,435	586,361	2,531,796
歳入合計		364,412,370	586,361	364,998,731

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 諸支出金		48,607	586,361	634,968
	1 償還金及び 還付加算金	48,607	586,361	634,968
歳 出 合 計		364,412,370	586,361	364,998,731

平成24年度 広島県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療特別会計 補正予算（第1号）説明書

1 総括
(歳入)

補正歳入歳出予算事項別明細

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
8 繰入金	2,656,024	586,361	3,242,385
歳入合計	364,412,370	586,361	364,998,731

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
8 諸支出金	48,607	586,361	634,968	0	0	586,361	0
歳出合計	364,412,370	586,361	364,998,731	0	0	586,361	0

2 歳 入

(8款) 繰入金

(2項) 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 給付準備基金繰入金	0	586,361	586,361	1 給付準備基金繰入金	586,361	給付準備基金繰入金 586,361
計	1,945,435	586,361	2,531,796			

3 歳 出

(8款) 諸支出金

(1項) 償還金及び還付加算金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 償還金	4	586,361	586,365	0	0	586,361	0	23 償還金, 利子及び 割引料	586,361	0101療養給付費負担金等 返還金事業 ◎ 償還金, 利子及び割 引料 ・ 後期高齢者交付金 返還金
計	48,607	586,361	634,968	0	0	586,361	0			